

公益財団法人 兵庫県剣道連盟会員の負担金及び会費の額を定める規程

第1条 この規程は、公益財団法人兵庫県剣道連盟定款第41条第2項に基づき、加盟団体の負担金及び会員の会費等の額を定めるものとする。

第2条 前条の額は当分の間、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 負担金 (年間) | |
| ア 一般団体 | 10,000円 |
| イ 学校団体 | |
| (イ) 大学・短大・高専・警察学校・その他各種学校 | 10,000円 |
| (ロ) 高等学校 | 5,000円 |
| (ハ) 中学校 | 5,000円 |
| ウ 少年団体 | 5,000円 |
| (2) 終身会費 (希望する者) | |
| ア 一般団体の会員 1人 | 14,000円 |
| (3) 会費 (年間) | |
| ア 一般団体の会員 1人 年会費 | 2,000円 |
| イ 学校団体の会員 1人 | |
| (イ) 入会金 | 1,000円 |
| (ロ) 会費 | 2,000円 |
| ウ 少年団体の会員 1人 入会金 | 1,000円 |
| エ 賛助会員 1人 1口 | 10,000円 |
- ただし、学校・少年団体の会員の入会金は一級合格時に、会費は段位合格時にそれぞれ納入するものとし、次の昇段時まで有効とする。

(4) 参加料

参加料については、それぞれの実施要項等に明示する。

第3条 終身会費を納入した者は、年度始めに登録した団体の所属とする。ただし、他の団体会員として別に年会費を納入すれば、重複登録をすることはできる。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

- | | |
|------|--------------------|
| 一部改正 | 平成7年6月25日 |
| 一部改正 | 平成7年9月9日 |
| 一部改正 | 平成8年2月18日 |
| 一部改正 | 平成9年2月23日 |
| 改 正 | 平成14年4月1日 |
| 一部改正 | 平成19年6月16日 |
| 一部改正 | 平成21年3月15日 |
| 一部改正 | 平成24年4月1日法人移行による。 |
| 一部改正 | 平成25年4月1日 |
| 一部改正 | 平成29年4月1日 |
| 一部改正 | 令和2年4月1日公益法人移行による。 |